

保育料の見直しについて

概要

新型コロナウイルス感染症の影響等により所得が減少した子育て世帯の負担軽減を図ることを趣旨として、保育料階層区分を所得の増減がより細かく反映する形になるように、現行の8階層から12階層に見直し（部分引き下げ）を行うものです。見直し後の保育料については、令和4年4月分から適用予定です。

1 宮代町の現状

宮代町の現在の保育料（基準表の階層区分）は、平成27年度の子ども・子育て新制度への移行時に設定されたものですが、国基準と同じ8階層となっており、県内の他市町と比べて階層が少なく（一つの階層の幅が広く）、所得の増減が反映されにくい構造となっていることが昨今の課題となっていました。

2 保育料の設定基準について

保育料は、国が定める水準（基準額）を上限として市町村が定めることとされています。水準よりも減額した分については、市町村の負担となります。

■国基準との比較 ※一般世帯の1人目

国			宮代町		
階層	定義	保育料	階層	定義	保育料
1	生活保護世帯	0円	1	生活保護世帯	0円
2	町民税非課税世帯	0円	2	町民税非課税世帯	0円
3	町民税所得割課税額 48,600円未満	19,500円	3	町民税所得割課税額 48,600円未満	12,800円
4	〃 97,000円未満	30,000円	4	〃 97,000円未満	21,800円
5	〃 169,000円未満	44,500円	5	〃 169,000円未満	35,600円
6	〃 301,000円未満	61,000円	6	〃 301,000円未満	48,800円
7	〃 397,000円未満	80,000円	7	〃 397,000円未満	55,800円
8	〃 397,000円以上	104,000円	8	〃 397,000円以上	59,800円

■近隣自治体の状況

春日部市：14階層、久喜市：4（18）階層、白岡市：17階層、
杉戸町：12階層 ※県内最高（上尾市）：25階層

3 見直し案

別表のとおり、現行の8階層を12階層に細分化を行うものです。

■目的

従来から課題となっていた階層区分の適正化を図るとともに、コロナ禍における子育て世帯の負担軽減に寄与することを目的とするものです。

■見直し案の説明

- ・家計に占める保育料の負担割合が大きい、現行の第3階層（市町村民税均等割のみ課税世帯）から第5階層（市町村民税所得割課税額169,000円、年収500万円～640万円程度の世帯）までを対象に階層の細分化を行うものです。
- ・現行の各階層区分の保育料をベースに（上限として）細分化を行うため、同じ所得のままで保育料が増額する世帯はありません。
- ・この見直し案を現時点の保育料支払い世帯（165世帯）に適用した場合、50世帯が減額の対象となります。

■適用時期

- ・宮代町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する規則の改正を行い、令和4年4月分の保育料から適用する予定です。